

公益社団法人中央畜産会  
平成 30 年 7 月 2 日

## 農場 HACCP 認証農場で生産された畜産製品への 農場 HACCP 認証マーク貼付について

公益社団法人中央畜産会は、平成 23 年 12 月に農場 HACCP 認証協議会から農場 HACCP 認証機関として認定され、農場 HACCP 認証審査業務を実施してきました。

農場 HACCP 認証マークについては、以下に限り使用を認めてきました。

- (1) 認証農場（広告看板を含む）への表示
- (2) 認証農場従業員の名刺への認証農場である旨の表示
- (3) 新聞・雑誌・HP・運送車両等への広告への使用（当該農場にのみ関連した内容のものに限る（製品については除く））
- (4) 売場への掲示（認証農場で生産したことが特定される製品を区分して販売している場合の農場名への添え書きとしての表示）

今般、畜産製品のうちの一部の品目について、別紙により農場 HACCP 認証マークを畜産製品へ貼付できることといたします。

なお、今回対象にならなかった畜産製品についても、今後可能な限り貼付できるように検討してまいります。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

○公益社団法人中央畜産会 衛生指導部

担当：山谷、守永

TEL：03-6206-0835

メールアドレス：eisei@sec.lin.gr.jp

(別紙)

## 1. 今回貼付の対象とする畜産製品

「農場 HACCP 認証農場」又は「農場 HACCP 認証農場が所属する企業、農場 HACCP 認証農場が構成員となる農協等」（以下「認証農場等」という。）が直接製造する畜産製品であって、認証農場で生産された以外の畜産物を使用していない製品とする。具体的には、認証農場で生産された以外の畜産物を使用していない牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳及び鶏卵並びにハム、ソーセージ、ベーコン、ナチュラルチーズ、バター、ヨーグルト及びアイスクリームとする。

## 2. 対象畜産製品の条件

### (1) 生産段階

食肉にあっては、認証農場の家畜についてロット又は個体ごとにを他のロット又は個体と区分して出荷し、と畜されたものであること。

生乳にあっては、バルククーラーや集乳車単位で他のロットと区分して集乳し、貯乳タンクも他のロットと区分して利用していること。

鶏卵にあってはG Pセンターで箱又はトレイごとに他のロットと区分管理し出荷していること。

### (2) 製造段階

工場等での処理、製造ラインを区分していること又は認証農場等以外の畜産物と同一の処理、製造ラインであっても他のロットと区分して処理製造していること。

また、ハム、ソーセージ、ベーコン、ナチュラルチーズ、バター、ヨーグルト及びアイスクリームにあっては、認証農場以外の畜産物を使用することなく製造している製品であること。

### (3) 流通段階

認証農場等の畜産物であることが確認できるように流通させること。発送伝票等により、農場 HACCP 認証農場の畜産物等であることが確認できる体制を作っていること。

### 3.表示者の範囲及び単位

第一段階として、「農場 HACCP 認証農場」又は「農場 HACCP 認証農場が所属する企業又は構成員となる農協等」とする。

### 4. マークのデザイン



認証農場名

又は



企業名等

### 5. 貼付マークからの生産認証農場の把握

消費者等が貼付マークから認証農場が把握可能となるよう中央畜産会ホームページに情報を掲載する。

### 6. マーク使用手数料

- 年間使用枚数 100 万枚以上・・・・・・・・・・ 別途
- 年間使用枚数 50 万枚以上 100 万枚未満・・・・ 10 万円
- 年間使用枚数 10 万枚以上 50 万枚未満・・・・ 5 万円
- 年間使用枚数 10 万枚以下・・・・・・・・・・ 3 万円（個人にあっては、2 万円）

### 7. 報告の義務

認証マークを畜産製品へ貼付することについて、中央畜産会から許諾された者は、毎年貼付した翌年の 5 月末日までに報告書を中央畜産会に提出する。